

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会設置要綱

平成27年 4 月20日

（設置）

第1条 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の計画（以下「計画」という。）に係る策定及び推進に関し、広く関係者の意見を反映させるため、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、町長に対して必要な助言、提言等を行うものとする。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） 計画の進行管理及び検証に関すること。
- （3） その他委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 公募の町民
- （2） 町の区域内の公共的団体の役員等
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 学識経験を有する者
- （5） 町の区域に本店又は支店を有する金融機関からの推薦者
- （6） 藤沢記者クラブその他報道機関からの推薦者
- （7） 子どもの保護者又は子ども子育て支援に従事する者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、公募委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則（平成19年寒川町規則第1号）第4条第3号の規定によるものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて町長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の（仮称）寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により委嘱されている委員は、この要綱の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委員の任期は、旧要綱の規定により委嘱された際における任期とする。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。